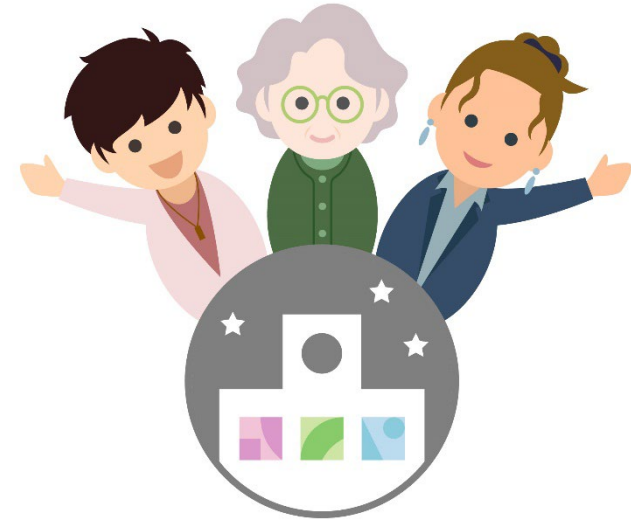


令和8年1月19日



夜間中学設置促進説明会

夜間中学の現状と
文部科学省の取組について



夜間中学

初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

目次

1. 夜間中学という学びの場の意義 P 2

+



2. 夜間中学の設置・検討状況 P 5

3. 夜間中学の必要性 P 8

4. 夜間中学の設置促進・広報に関する主な取組 P19

5. 夜間中学の設置促進に際しての様々な工夫 P45

参考資料（教育機会確保法施行後の主な動き） P52



1. 夜間中学という学びの場の意義

夜間中学とは

- 夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障している。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等) 第14条

(協議会) 第15条

- 夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校である。

- 公立の場合、授業料は無償である
- 週5日間の授業がある
- 教員免許を持っている先生が教える
- 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

- 文部科学省は全都道府県・指定都市に少なくとも1つ設置されることを目指して設置・促進を行っている。

※第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁（令和3年1月25日）

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい



夜間中学広報動画



イラスト提供：札幌市教育委員会

教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

○夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

【指標】夜間中学の設置数の増加(5年後目標値:全都道府県・指定都市への設置)

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)



2. 夜間中学の設置・検討状況

夜間中学の設置・検討状況①

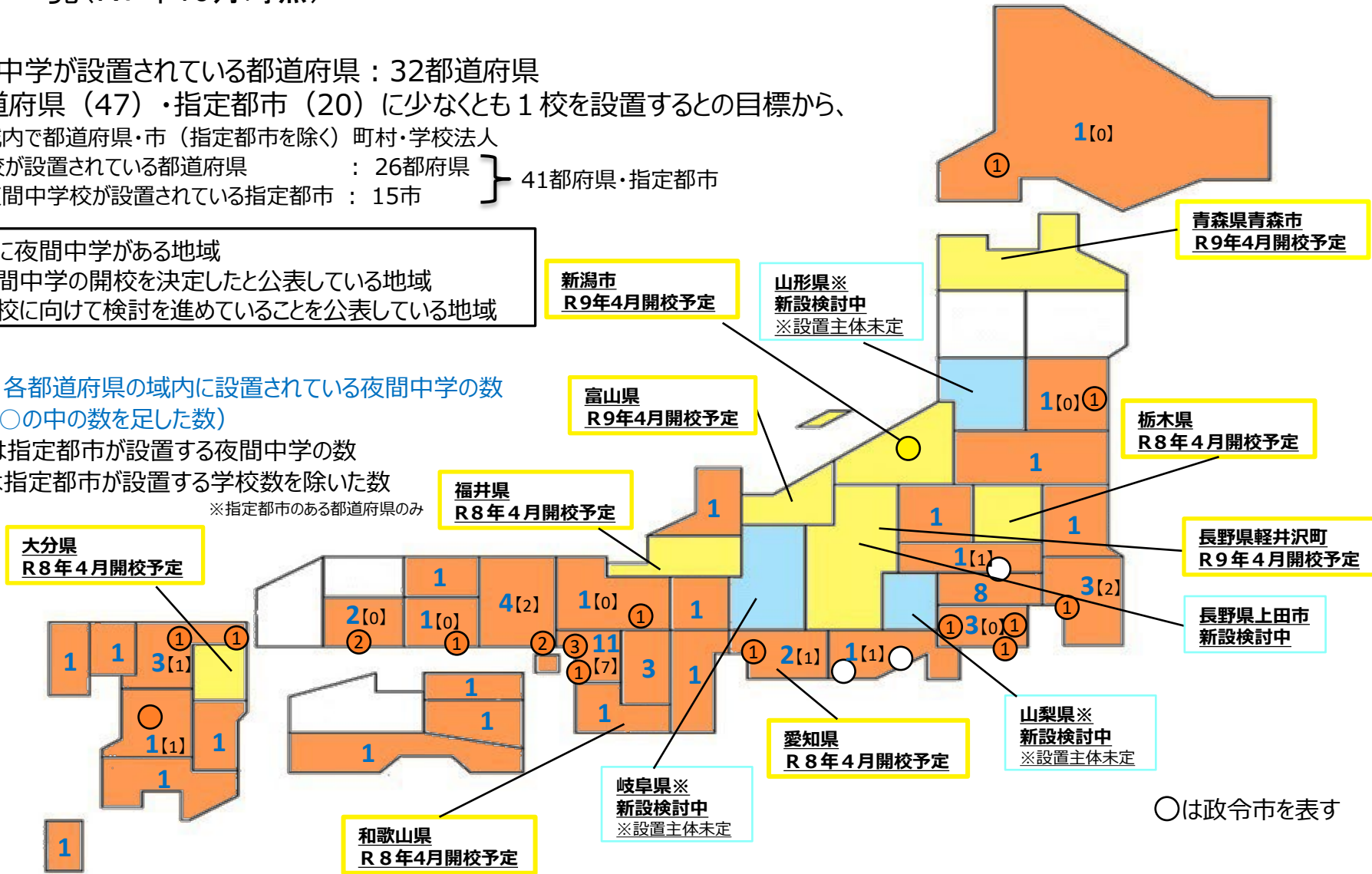
既設夜間中学一覧(R7年10月時点)

全国で62校

- 域内に夜間中学が設置されている都道府県：32都道府県
- すべての都道府県(47)・指定都市(20)に少なくとも1校を設置するとの目標から、
 - ・都道府県の域内で都道府県・市(指定都市を除く)町村・学校法人の夜間中学校が設置されている都道府県：26都道府県
 - ・指定都市の夜間中学校が設置されている指定都市：15市

橙色	既に夜間中学がある地域
黄色	夜間中学の開校を決定したと公表している地域
水色	開校に向けて検討を進めていることを公表している地域

青色の数字は、各都道府県の域内に設置されている夜間中学の数
 (【 】内の数と○の中の数を足した数)
 ○の中の数字は指定都市が設置する夜間中学の数
 【 】内の数字は指定都市が設置する学校数を除いた数
※指定都市のある都道府県のみ



○は政令市を表す

令和8年度設置予定：栃木県、福井県、愛知県(3校)、和歌山県、大分県
 令和9年度設置予定：青森県青森市、富山県、長野県軽井沢町、新潟市

夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名	都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校	大阪府	岸和田市	岸城(きしき)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校		豊中市	第四(だいよん)中学校
福島県	福島市	福島第四(だいよん)中学校天神(てんじん)スクール		守口市	さつき学園
茨城県	常総市	水海道(みつかいどう)中学校		八尾市	八尾(やお)中学校
群馬県	群馬県	群馬県立みらい共創(きょうそう)中学校		泉佐野市	佐野(さの)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校		東大阪市	布施(ふせ)中学校 意岐部(おきべ)中学校
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校		兵庫県	神戸市
	市川市	大洲(おおす)中学校	姫路市		あかつき中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校	尼崎市		成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校	奈良県	奈良市	春日(かすが)中学校
	大田区	糞谷(こうじや)中学校		天理市	北(きた)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校		橿原市	畝傍(うねび)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校	和歌山県	和歌山市	和歌山(わかやま)あけぼの中学校【令和7年4月開校】
	足立区	第四(だいよん)中学校	鳥取県	鳥取県	鳥取県立まなびの森学園(もりがくえん)
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校	岡山県	岡山市	岡山後楽館(おかやまこうらくかん)中学校【令和7年4月開校】
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校	広島県	広島市	観音(かんおん)中学校 二葉(ふたば)中学校
	八王子市	第五(だいが)中学校			徳島県
神奈川県	横浜市	蒔田(まいた)中学校	香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
	相模原市	大野南(おおのみなみ)中学校分校	福岡県	北九州市	ひまわり中学校
石川県	石川県立あすなろ中学校【令和7年4月開校】	福岡市		福岡(ふくおか)きぼう中学校	
静岡県	静岡県立ふじのくに中学校 ※磐田(いわた)本校、三島(みしま)教室に教室を設置	大牟田市		宅峰(たくほう)中学校ほしぞら分校	
愛知県	愛知県	愛知県立とよはし中学校【令和7年4月開校】	佐賀県	佐賀県	佐賀県立彩志学舎(さいしがくしゃ)中学校
	名古屋市長	なごやか中学校【令和7年4月開校】	長崎県	佐世保市	祇園(ぎおん)中学校【令和7年4月開校】
三重県	三重県	三重県立みえ四葉(よつば)がさき)中学校【令和7年4月開校】	熊本県	熊本県	熊本県立ゆうあい中学校
滋賀県	湖南市	甲西(こうせい)中学校【令和7年4月開校】	宮崎県	宮崎市	ひなた中学校
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県立いろは中学校【令和7年4月開校】
大阪府	大阪市	天満(てんま)中学校	沖縄県	学校法人	珊瑚舎(さんごしゃ)スコール東表(あがりおもて)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校			
		心和(しんわ)中学校 ※天王寺(てんのうじ)中学校内分教室を設置			
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校			



3. 夜間中学の必要性

令和2年国勢調査の結果（令和4年5月27日公表）概要について

1. 調査内容

- 国勢調査（就業状態等基本集計）の調査項目には、「在学、卒業等教育の状況」（10年に1度実施）があり、令和2年は、夜間中学の設置ニーズ等を把握するため、「在学中」又は「卒業」の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に分割して実施。

平成22年調査表

8 教育	在学中		卒業		未就学	
	小学	中学	高校 旧中	短大 高専	大学 大学院	幼稚園 保育園 保育所
<ul style="list-style-type: none"> 現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください 在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください 専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

（従前）

- ◆ 「未就学」は在学したことのない者又は小学校中退者
- ◆ 小学校のみ卒業者と、中学校まで卒業又は中学校中退者の人数が混在



令和2年調査表

10 教育	在学中		卒業		未就学	
	小学	中学	高校・旧中	短大・高専	大学 大学院	幼稚園 保育園・保育所 認定こども園 乳児・その他
<ul style="list-style-type: none"> 現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください 在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください 専修学校（専門学校など）・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

（今回）

- ◆ 左と同じ
- ◆ 小学校のみ卒業者又は中学校中退者の人数の正確な把握が可能

2. 調査結果

- 令和2年10月時点において、未就学者は約9万人、最終卒業学校が小学校の者は約80万人。
- 夜間中学の設置ニーズが、統計上より顕在化。

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年
未就学者 （※1）（人）	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187	94,455
最終卒業学校が小学校の者 （※2）（人）	—	—	—	—	—	—	804,293

※1「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている94,455人（日本国籍85,414人、外国籍9,024人）をいう。

平成22年国勢調査までは、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中途退学した人の数は含まれていない。

※2「最終卒業学校が小学校の者」の定義：小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人とされている804,293人（日本国籍784,536人、外国籍19,731人）をいう。（出典：国勢調査）

➡ 令和4年6月1日付けで、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を发出。

令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果(令和4年5月27日公表)詳細について

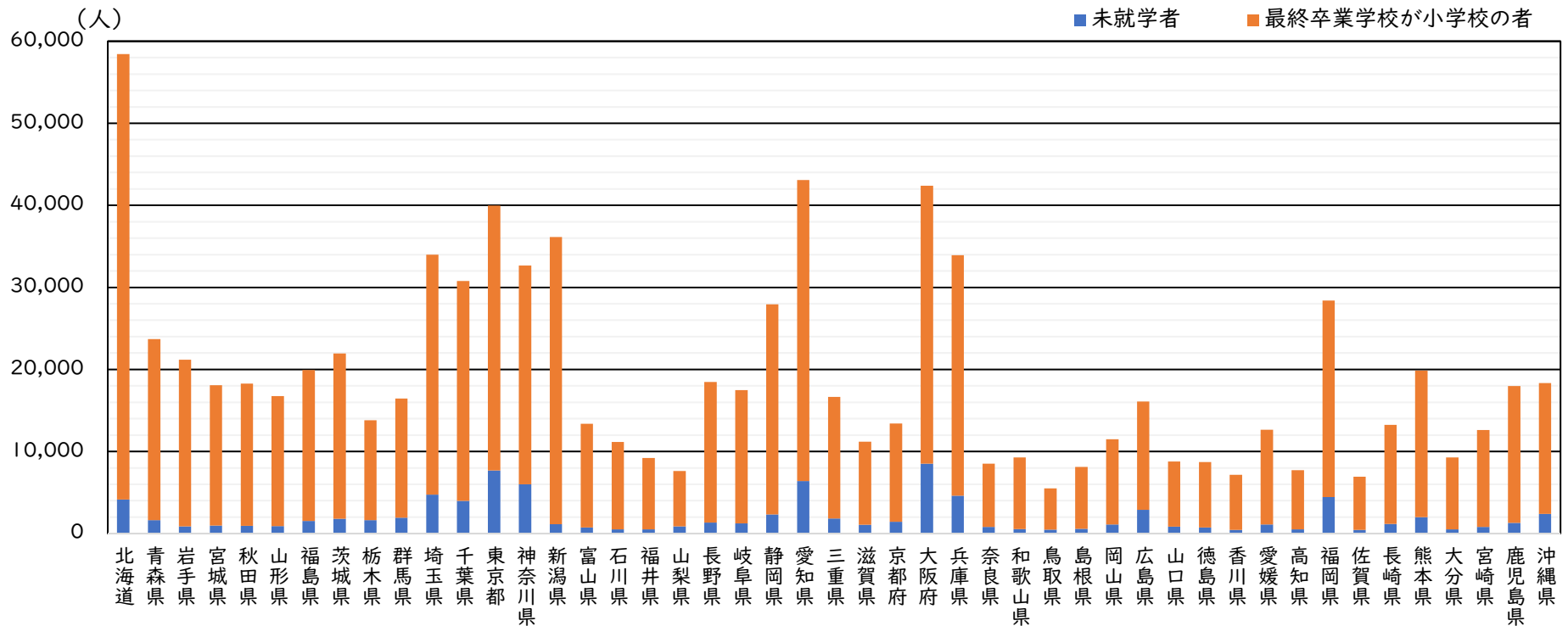
1. 令和2年国勢調査における未就学者(※1)及び最終卒業学校が小学校の者(※2)の数 (年齢別・日本人/外国人の別)

	未就学者				最終卒業学校が小学校の者			
	総数(人)	日本人(人)	外国人(人)	総数に占める外国人の割合(%)	総数(人)	日本人(人)	外国人(人)	総数に占める外国人の割合(%)
総数	94,455	85,414	9,024	9.6	804,293	784,536	19,731	2.5
15～19歳	1,760	1,563	197	11.2	302	144	157	52.0
20～24歳	2,632	1,706	926	35.2	1,084	484	600	55.4
25～29歳	2,721	1,665	1,056	38.8	1,424	643	781	54.8
30～34歳	3,402	2,346	1,053	31.0	1,976	803	1,172	59.3
35～39歳	3,794	2,885	908	23.9	2,245	988	1,255	55.9
40～44歳	4,357	3,514	841	19.3	2,707	1,148	1,558	57.6
45～49歳	5,102	4,239	863	16.9	3,456	1,454	2,002	57.9
50～54歳	4,753	3,956	797	16.8	3,417	1,393	2,022	59.2
55～59歳	5,246	4,659	586	11.2	3,246	1,659	1,587	48.9
60～64歳	5,912	5,489	420	7.1	4,308	2,923	1,385	32.1
65～69歳	7,456	7,181	274	3.7	6,333	5,013	1,320	20.8
70～74歳	8,404	8,205	197	2.3	9,217	8,220	996	10.8
75～79歳	8,212	8,042	169	2.1	20,159	19,229	928	4.6
80～84歳	9,832	9,594	237	2.4	61,422	59,975	1,446	2.4
85～89歳	10,028	9,831	195	1.9	279,791	278,202	1,584	0.6
90～94歳	7,221	7,027	194	2.7	276,503	275,795	702	0.3
95歳以上	3,623	3,512	111	3.1	126,703	126,463	236	0.2

※1:「未就学者」の定義:小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

※2:「最終卒業学校が小学校の者」の定義:小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人

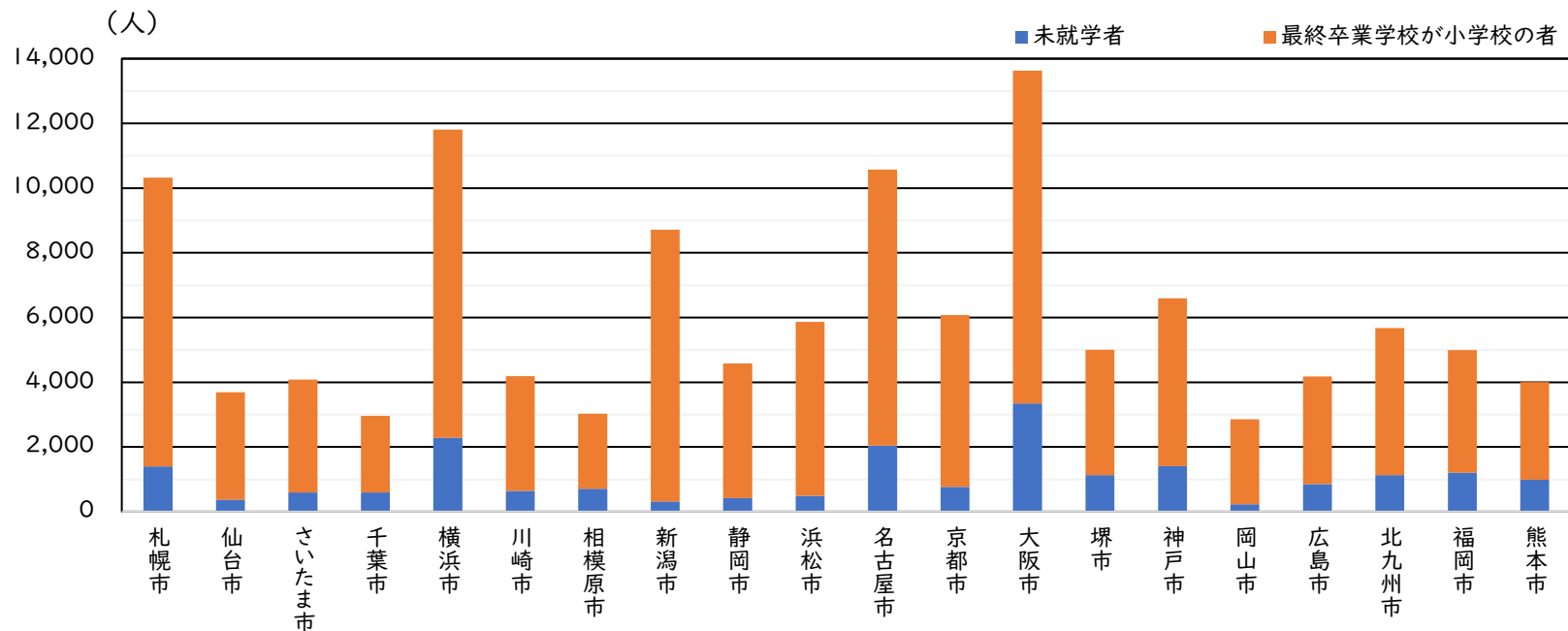
2.国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数(都道府県別)



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
未就学者数(人)	4158	1622	881	966	935	893	1548	1806	1648	1917	4754	3984	7693	6004	1137	738	497	496	885	1336	1231	2316	6401	1845
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.15	0.08	0.05	0.11	0.10	0.10	0.07	0.10	0.11	0.08	0.07	0.06	0.08	0.06	0.08	0.05	0.08	0.13	0.08	0.07	0.07	0.10	0.12
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	54286	22092	20290	17115	17329	15849	18370	20144	12145	14549	29231	26805	32276	26662	35017	12632	10652	8711	6742	17150	16244	25627	36671	14805
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	1.2	2.0	1.9	0.9	2.0	1.7	1.2	0.8	0.7	0.9	0.5	0.5	0.3	0.3	1.8	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0	1.0	0.8	0.6	1.0

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	総計
未就学者数(人)	1076	1422	8515	4607	806	549	465	575	1108	2890	851	754	459	1110	496	4455	443	1183	1990	521	791	1307	2391	94455
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.06	0.11	0.10	0.07	0.07	0.10	0.10	0.07	0.12	0.07	0.12	0.06	0.10	0.08	0.10	0.06	0.10	0.13	0.05	0.09	0.10	0.20	0.09
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	10119	12003	33884	29321	7707	8737	5043	7559	10388	13204	7925	7959	6688	11532	7238	23951	6484	12078	17874	8759	11837	16671	15938	804293
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.9	0.5	0.4	0.6	0.7	1.1	1.1	1.3	0.7	0.6	0.7	1.3	0.8	1.0	1.2	0.6	0.9	1.1	1.2	0.9	1.3	1.2	1.3	0.7

3.国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数(指定都市別)



	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
未就学者数(人)	1398	372	594	592	2276	638	712	311	423	483
人口に占める未就学者の割合(%)	0.08	0.04	0.05	0.07	0.07	0.05	0.11	0.05	0.07	0.07
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8925	3316	3491	2371	9531	3553	2317	8405	4162	5383
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	1.2	0.7	0.8
	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
未就学者数(人)	2045	763	3348	1130	1410	229	856	1131	1210	982
人口に占める未就学者の割合(%)	0.10	0.06	0.14	0.16	0.11	0.04	0.08	0.14	0.09	0.16
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8523	5314	10285	3876	5187	2622	3326	4547	3779	3027
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.6	0.3	0.5

令和6年度夜間中学等に関する実態調査(概要)

1. 調査内容

- (1) 調査期日: 令和6年5月1日現在(前回調査は令和4年5月1日時点)
- (2) 調査対象: 都道府県(47)・指定都市教育委員会(20)、夜間中学設置県・市区教育委員会(47)及び夜間中学(53)

2. 主な調査事項

【調査I】都道府県・指定都市教育委員会調査

- 教育機会確保法第14条に基づき講じた措置
- 自主夜間中学や識字講座等への支援状況
- 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況 等

【調査II】夜間中学設置県・市区教育委員会調査

- 夜間中学への支援状況 等

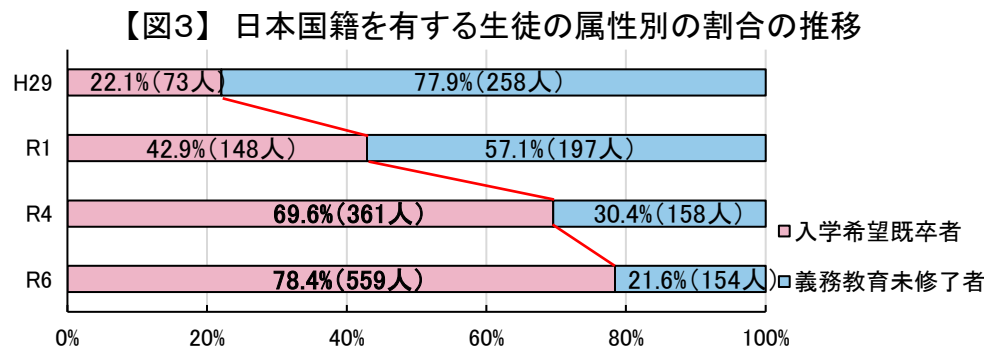
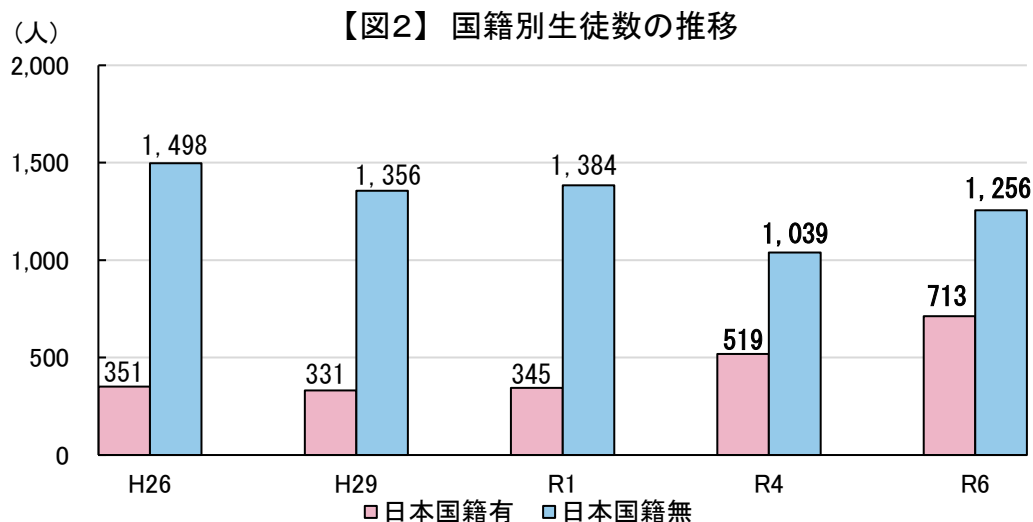
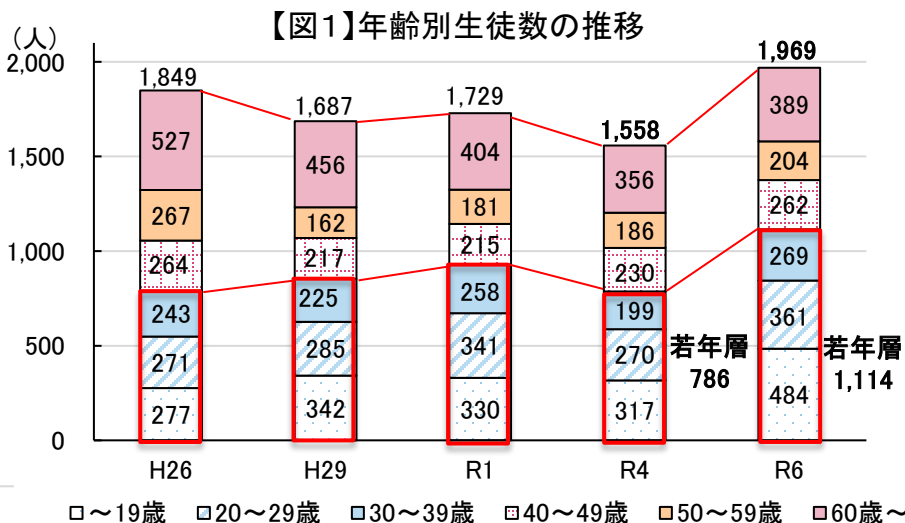
【調査III】夜間中学調査

- 入学要件
- 教職員数
- 学年・学校・属性・年齢・国籍別生徒数
- 夜間中学入学理由
- 夜間中学の設置形態 等

3. 主な調査結果

夜間中学に通う生徒数は、前回調査時の1,558人から1,969人に増加(約1.3倍)。特に、39歳以下の若年層の生徒数の増加率が高い(約1.4倍)【図1】。

- 日本国籍を有する生徒は519人から713人に増加(約1.4倍)。日本国籍を有しない生徒も1,039人から1,256人に増加(約1.2倍)【図2】。
- 日本国籍を有する生徒の属性別では、入学希望既卒者の割合が69.6%(361人)から78.4%(559人)に高まっている【図3】。



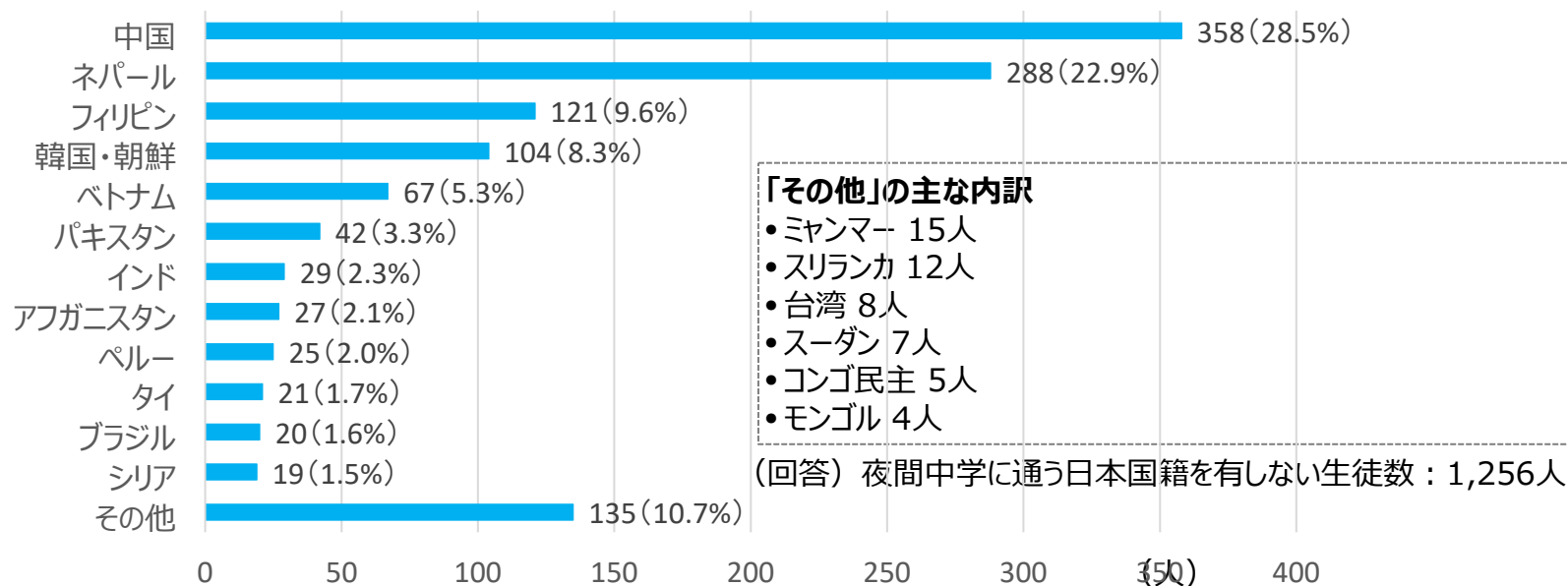
令和6年度夜間中学等に関する実態調査

年齢別の生徒数

	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
男	285	179	110	87	63	32	50	806
	(14.5)	(9.1)	(5.6)	(4.4)	(3.2)	(1.6)	(2.5)	(40.9)
女	199	182	159	175	141	130	177	1,163
	(10.1)	(9.2)	(8.1)	(8.9)	(7.2)	(6.6)	(9.0)	(59.1)
合計	484	361	269	262	204	162	227	1,969
	(24.6)	(18.3)	(13.7)	(13.3)	(10.4)	(8.2)	(11.5)	(100.0)

() 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

国籍別の生徒数

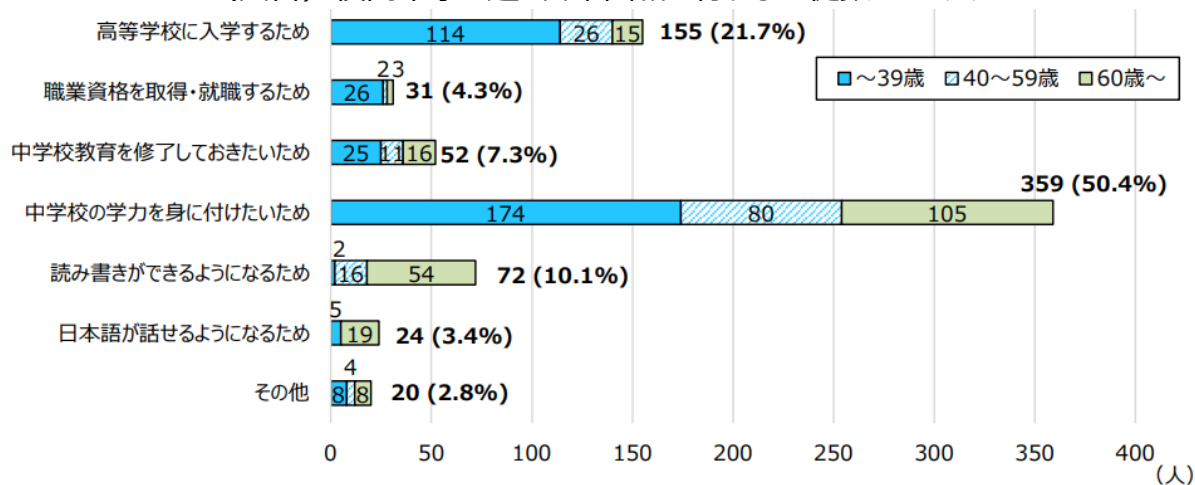


令和6年度夜間中学等に関する実態調査

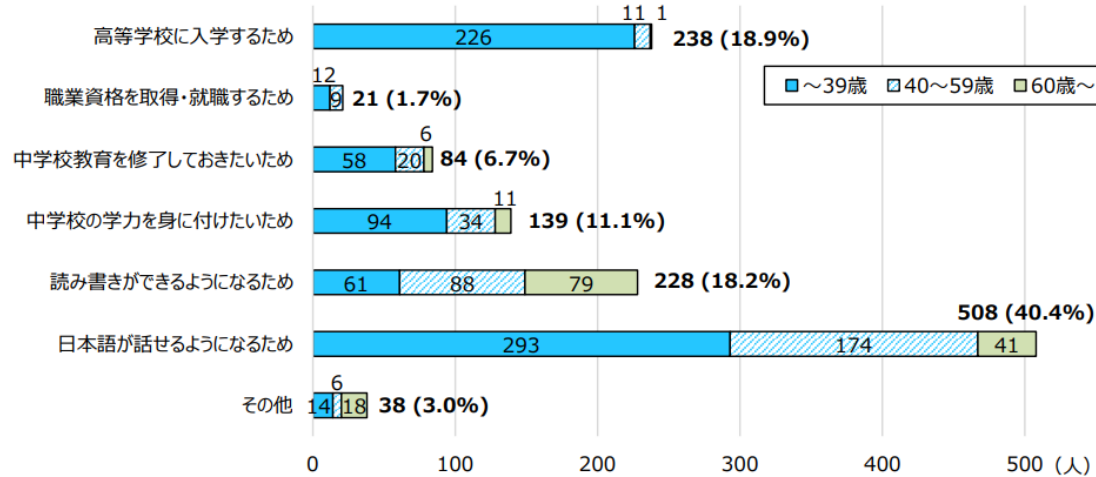
夜間中学への入学理由 () 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

中学校程度の学力の習得	日本語会話能力の習得	高等学校入学	読み書きの習得	中学校教育の修了	職業資格の取得・就職	その他 ※入学理由不明含む	合計
498	532	393	300	136	52	58	1,969
(25.3)	(27.0)	(20.0)	(15.2)	(6.9)	(2.6)	(2.9)	(100.0)

① 日本国籍を有する者 (上表の内数) (回答) 夜間中学に通う日本国籍を有する生徒数:519人



② 日本国籍を有しない者 (上表の内数) (回答) 夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数:1,039人



令和6年度夜間中学等に関する実態調査

夜間中学卒業後の状況（令和5年度卒業生）

（回答）令和5年度に夜間中学を卒業した生徒数:309人

	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
高等学校 等へ進学	130	30	2	14	7	7	3	193
	(42.1)	(9.7)	(0.6)	(4.5)	(2.3)	(2.3)	(1.0)	(62.5)
就職	1	3	2	5	3	1	0	15
	(0.3)	(1.0)	(0.6)	(1.6)	(1.0)	(0.3)	(0.0)	(4.9)
その他	16	15	13	19	11	13	14	101
	(5.2)	(4.9)	(4.2)	(6.1)	(3.6)	(4.2)	(4.5)	(32.7)
合計	147	48	17	38	21	21	17	309
	(47.6)	(15.5)	(5.5)	(12.3)	(6.8)	(6.8)	(5.5)	(100.0)

「その他」の主な内容

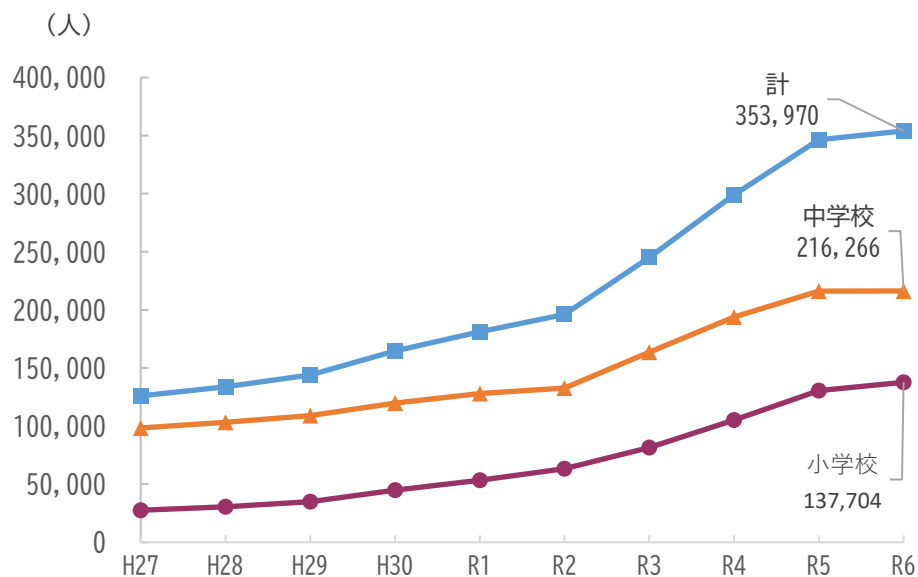
- 家事手伝い
- 既に就いている仕事の継続

（ ）内は令和5年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合

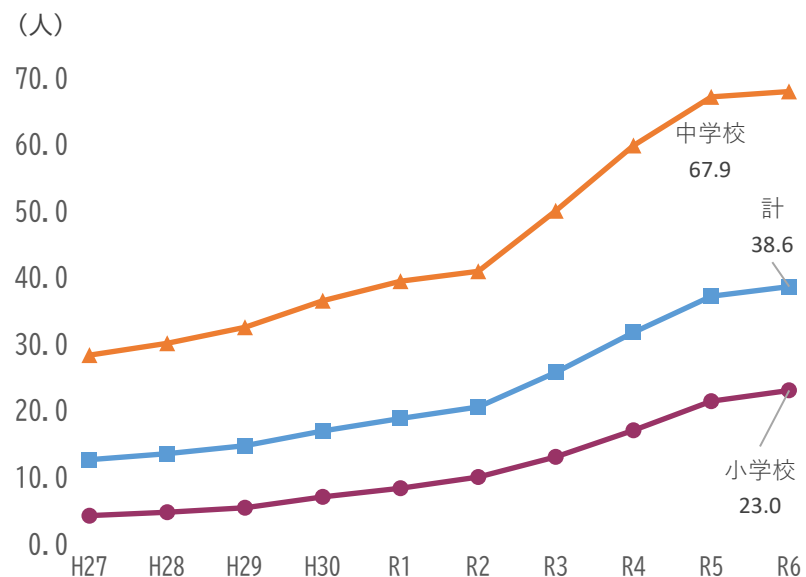
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は353,970人(前年度346,482人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は38.6人(前年度37.2人)。
- 不登校児童生徒数は12年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)

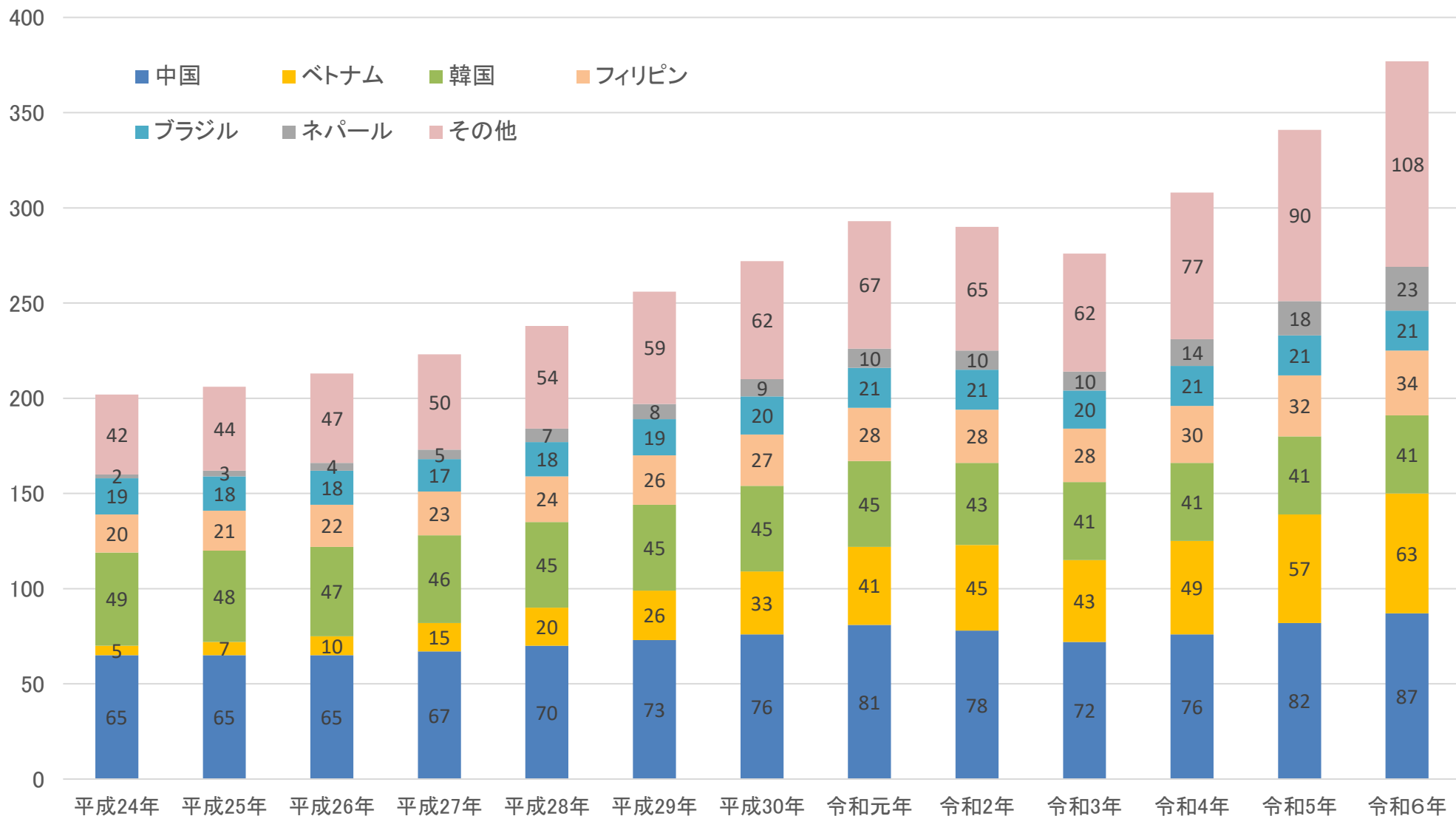


不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	23.0
中学校	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	67.9
計	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	38.6

在留外国人数の推移

単位: 万人





4. 夜間中学の設置促進・広報に関する主な取組

夜間中学の設置促進等に係る政府方針等

菅内閣総理大臣答弁（令和3年1月25日衆議院予算委員会）

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思っています。

教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

○夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

【指標】

・夜間中学の設置数の増加（5年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）

経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速するとともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。

夜間中学の教育活動充実に向けた総合的支援方策



文部科学省

趣旨 夜間中学における多様な生徒に対応した教育活動を行うため、夜間中学の指導・事務体制を充実するための総合的な支援方策を示すもの

設置促進

支援メニュー1 夜間中学の教育活動充実事業

夜間中学のさらなる設置促進のため、新設準備や、開設後の円滑な運営に係る取組を支援する。(1/3補助)
夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証する。

指導体制の充実

支援メニュー2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

有識者会議⇒夜間中学におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

夜間中学を重点配置の対象とする。(1/3補助)

支援メニュー3 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。(1/3補助)

支援メニュー4 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

有識者会議⇒学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。

夜間中学における学びや生活に関する課題への対応を行うため、都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制の強化等のための教職員の加配定数を優先的に措置する。

連携強化

支援メニュー5 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、登録日本語教員等の外部人材を活用できるよう支援する。

地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。(1/2補助(最大2/3補助))

支援メニュー6 外国人の子供の就学促進事業

外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。(1/3補助)

ICT

支援メニュー7 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

多国籍化しつつある夜間中学の生徒に対し、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTの導入を支援する。(1/3補助)

背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

（参考：夜間中学の設置状況）夜間中学は全国で増えてきている。

令和2年度 33校 → 令和4年度 40校 → 令和6年度 53校
令和7年4月時点 62校

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 100百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1/3 ※上限400万円
開設後3年間：1/3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 12百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先

・夜間中学を有する
都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

夜間中学に係る地方財政措置

基準財政需要額（算定項目「中学校費」）による普通交付税措置

	単位費用	測定単位	補正係数
道府県費 教職員の人件費	教職員経費 ★義務教育費国庫負担法による国の負担金3分の1を除いた、都道府県及び指定都市が負担する公立義務教育諸学校の教職員給与費	教職員数 ※道府県立分も併設型の中高一貫中学校と同じく含む。	
市町村費 学校の運営費	生徒経費 ★給食委託料、印刷製本費、光熱水量、要保護及び準要保護就学援助等	生徒数 ※道府県立分は含まない。	※道府県立分については、教職員数の補正係数により市町村立中学校の運営費相当分を措置
	学級経費 ★事務職員人件費、建物等維持修繕費、教材用図書及び備品、学校図書館図書、教育用コンピュータ等	学級数 ※道府県立分は含まない。	※同上
	学校経費 ★用務員人件費、学校医手当、特別支援教育支援員報酬、給食設備備品、教育用コンピュータ等	学校数 ※道府県立分は含まない。	※同上

※義務教育施設整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金の一部を補正係数で勘案（道府県立の夜間中学の施設整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を含む）。

夜間中学の新設準備・運営補助（補助事業）に対する地方財政措置

	新設準備期間（2年間）	運営期間（3年間）
都道府県立	○（普通交付税） ※令和9年度までに限る。（令和6年度より認められる措置）	×
市町村立	○（特別交付税） ※夜間中学の設置を促すため、新設準備に係る経費の地方負担（市町村事業に限る）について、特別交付税措置を講じる（令和2年度より）	×

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

88億円
86億円



- ◆ 「チーム学校」の考えの下、教師とSC・SSWの連携・協働による学校における支援体制の充実
- ◆ 教育委員会によるSNS等を活用した相談体制等の充実や、課題に応じた地域の関係機関等との連携促進
- ◆ 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置の充実及び、スーパーバイザーの指導・助言によるSC・SSWの支援の質の向上

スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度予算額（案） 6,350百万円
（前年度予算額 6,212百万円）
事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）

- ・ 児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ・ 公認心理師、臨床心理士 等

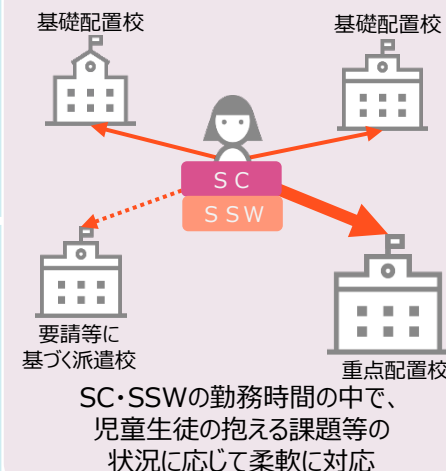
- 基礎配置 全公立小中学校（4時間/週）
- 重点配置 **11,300校**（+4時間/週）
 - いじめ・不登校対策：7,000校
 - 虐待対策：2,000校
 - 貧困対策：2,300校
- **教育支援センター** 35日・**105日/年**（←35日/年）
- **スーパーバイザー** **101人**（←67人） 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度予算額（案） 2,468百万円
（前年度予算額 2,428百万円）
事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

- ・ 児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士 等

- 基礎配置 全中学校区（3時間/週）
- 重点配置 **11,000校**（+3時間/週）
 - いじめ・不登校対策：5,000校
 - 虐待対策：2,500校
 - 貧困対策：2,500校
 - ヤングケアラー支援：1,000校
- **教育支援センター** **63日/年**（←42日/年）
- **スーパーバイザー** **101人**（←67人） 等



<事業内容>

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・ **スクールカウンセラー（SC）** は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て（アセスメント）、教師・保護者への助言・援助（コンサルテーション）のみならず、例えば、自殺防止教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」を育成するなど、課題の未然防止に資する取組を行う。
 - ・ **スクールソーシャルワーカー（SSW）** は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー** は、心理や福祉に関する高度な専門性や経験を有する者であり、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「**24時間子供SOSダイヤル**」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への教育相談体制の充実

実施主体	SC：都道府県・指定都市 SSW：都道府県・指定都市・中核市	配置先	小・中・高等学校 教育支援センター 等	費用負担	国：1/3 都道府県等：2/3	対象費用	報酬、期末手当、交通費 等
------	-----------------------------------	-----	------------------------	------	--------------------	------	---------------

<活用の工夫について>

フルタイム等の任用も促し、児童生徒等が抱える課題の解決・改善に向けた効果的・効率的な支援を実施

- ・ 自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置
- ・ 日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- ・ 離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施
- ・ 教師とSC・SSWとの合同研修等による、連携・役割分担に関する共通理解の促進

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現
状
・
課
題

入国・就学前

- 約8千6百人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
- うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- 年間で8.5%が中退
- 大学等進学率は46.6%

進学・
就職へ

- 就学状況の把握、就学の促進

- 指導内容の深化・充実
- 指導体制の確保・充実
- 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- 進学・就職機会の確保

体
制
整
備

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～)

95百万円 (95百万円)

- <支援メニュー> 補助率3分の1
- 就学状況等の把握、就学ガイダンス
 - 日本語指導、学習指導 等
 - ⇒ (本事業により達成される成果) 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 1,396百万円 (1,154百万円) (拡充)

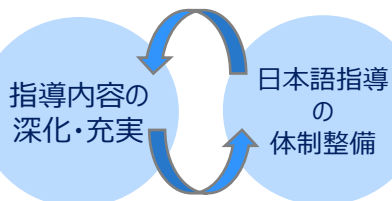
- <支援メニュー> 補助率3分の1
- 拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導補助者、母語支援員派遣
 - オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 - 高校生に対する包括的な支援 等
 - ⇒ (本事業により達成される成果) 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 12百万円 (18百万円)

- 「かずたねっと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円 (0.7百万円)

指
導
内
容
構
築



外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業 (新規) 22百万円(令和7年度補正予算額)

- 外国人児童生徒等への日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成する。
- ⇒ (本事業により達成される成果) 指導のガイドラインや支援体制に関する手引きを示すことにより、全国の学校において、外国人児童生徒等に対する指導や支援が実施される。

新たな「定数改善計画」の策定（令和8年度～令和10年度） （義務教育費国庫負担金）

令和8年度予算額（案） 1兆7,118億円
（前年度予算額） 1兆6,210億円



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化などに係る令和10年度までの新たな「定数改善計画」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

新たな「定数改善計画」 7,596人【24,605人】（〔 〕は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

※下記のうち、★については義務標準法を改正する事項。（児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。）

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,580人【16,580人】

令和7年度で完成した小学校35人学級から学年進行で切れ目なく実施。

★ 養護教諭の配置充実 104人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ <小:851人→801人以上、中:801人→751人以上>

★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】（小:100人【300人】、中:550人【2,640人】）

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実

○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※自然減（▲7,800人）のほか、中学校35人学級に活用している定数など加配定数の見直しによる合理化減等（▲2,692人）を計上

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則
（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教職員（略）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の処遇改善 +136億円

○主務教諭の創設（令和8年4月～）

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）。

○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%（令和9年1月～）

教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。

○部活動指導手当の見直し（令和8年4月～）

月額2,700円 ⇒ 月額3,900円

※上記のほか、人事院勧告による給与の増、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和9年1月～）、算定方法の適正化等を行う。部活動指導手当については、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、国庫負担を順次縮減していく。

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

615百万円
550百万円



文部科学省

背景・課題

在留外国人の増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語学習の支援者の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後も増加することが見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域日本語教育の体制整備推進が明記されている。

事業内容

- 1 企画評価会議の実施 6百万円（6百万円）
- 2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】578百万円（513百万円）
対象：都道府県・政令指定都市 件数：59件（53件）

補助率：2分の1
※（2）◇ i・iiを実施する事業者には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- ・日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ・地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ・日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

<取組事例>
・複数市町村による連携促進
・オンラインによる広域的な日本語教育等

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

- ◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示すレベル(B1) 時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

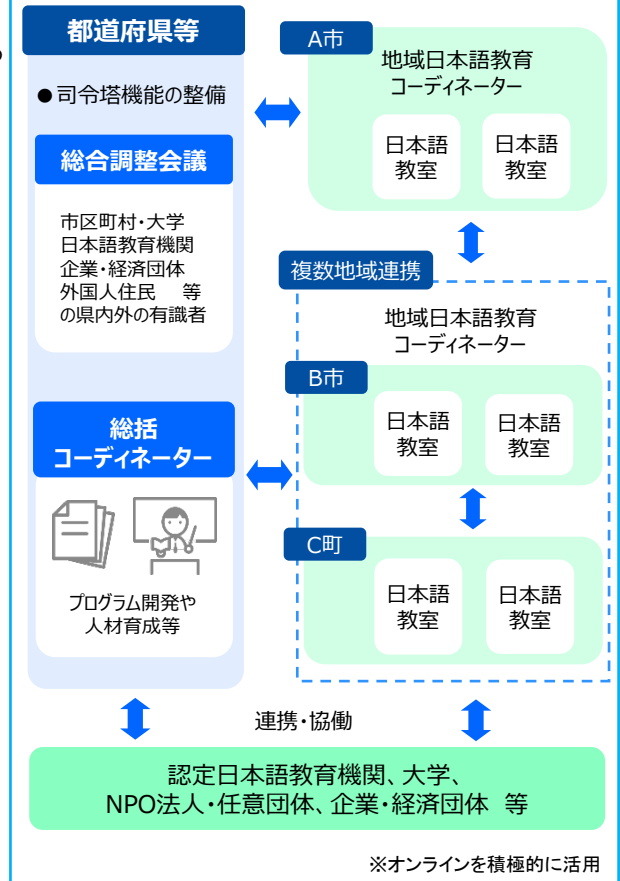
（3）都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

- ・市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】31百万円（31百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ



アウトプット（活動目標）

- ・都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

地域日本語教室と連携した日本語指導

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

(都道府県・政令指定都市向け補助金)

都道府県・政令指定都市を対象とする文部科学省の補助事業を通じて、地域の日本語教育人材を活用した**初期レベルの日本語教育に関する支援を受けることができます。**

【補助対象となる経費】

○日本語教師の派遣旅費・謝金や日本語教育の実施に必要な経費 等

(初期) 日本語教室

生活に必要な**初期レベルの日本語指導が必要な夜間中学入学希望者**も参加



夜間中学

在籍生徒



修了

支援・サポート

after

日本語指導が必要な者

(地域の)
日本語教室

夜間中学

- ・学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。
- ・先生の日本語指導の負担を軽減できる。

before

日本語指導が必要な者

夜間中学

- ・学校生活に順応するのに時間がかかる。
- ・先生の日本語指導の負担が大きい。

夜間中学にとってのメリット

- 入学希望者が入学前に初期レベルの日本語指導を受けることによって、入学後の学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。
- 教員の日本語指導にかかる負担を軽減できる。
- 潜在的な入学希望者の掘り起こしにつながる。

公立学校施設整備事業の概要（主な国庫負担・補助事業）

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校建物（小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

 **夜間中学も対象**

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新增築	1/2	校舎、体育館等の新增築（教室不足の解消、学校統合）
改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
	1/2（嵩上げ）	Is値（※1）が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
	1/2	防災のための集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転、学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業（令和9年度まで）等
地震補強	1/2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性があるもの（Is値0.3～0.7未満）
	2/3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）
大規模改造	1/3	既存の学校建物の大規模改修（内部環境改善、トイレ改修、空調設置、バリアフリー化、防犯対策等） 〔以下に掲げる事業の算定割合は1/2 ・バリアフリー化 ・特別支援学校の教室不足解消に向けた事業（令和9年度まで）〕
空調整備	1/2	避難所となる学校の体育館等への空調新設（令和15年度まで）
長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修（学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業（令和9年度まで）は算定割合1/2）
統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存建物の改修
防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等）
学校給食施設	1/2（新增築） 1/3（改築）	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
武道場	1/3	中学校等の柔道場、剣道場等の整備
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備）
その他	1/3	屋外環境（グラウンド等）（令和11年度まで）、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修（令和9年度までの間、算定割合1/2）
	1/2	学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修（令和9年度まで）

義務教育諸学校の新增築：公立学校施設整備費負担金
その他すべて：学校施設環境改善交付金

※ Is値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。
Is値0.3未満 大規模な地震（震度6強以上）に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。
Is値0.3～0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。
Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額

678億円
691億円）

令和7年度補正予算額 2,552億円



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

公立学校施設の整備

新しい時代の学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

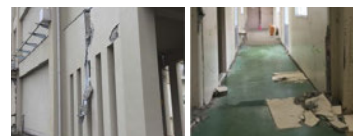


他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靭化

防災・減災、国土強靭化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応（能登半島地震における外壁・内壁落下）



避難所としての**防災機能強化**（バリアフリートイレの整備）

脱炭素化

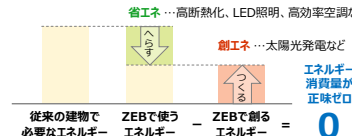
脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

改正事項

単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比 +7.7%**
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:350,800円/㎡

夜間中学の施設整備に係る国庫補助

不登校児童生徒や在留外国人の増加により、義務教育の機会を実質的に保障するため、夜間中学のニーズが増加。

- 文部科学省においては、「教育機会確保法」、「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」などにに基づき、**全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学の設置を**目指し、取組を進めている。
- 夜間中学の施設整備に係る国庫補助については、下記のとおりであり、いずれの場合においても設置者が都道府県であっても補助対象となる。

建物の新築又は増築を行う場合

夜間中学の学級数（既存の中学校に併設する場合には、当該既存校の学級数とは別に算定可能）に応ずる必要面積を上限として、国庫補助（公立学校施設整備費負担金）の対象となる。

学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修を行う場合

廃校や余裕教室等の既存施設を活用して学校を整備することにより、学びの多様化学校及び夜間中学の設置促進や狭あい化した施設の教育環境の改善を図る工事について、国庫補助（学校施設環境改善交付金）の対象となる。 ※対象期間：令和9年度まで（「教育振興基本計画（第4期）」の期間）

<対象学校種>

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）

<主な工事内容>

- 廃校や余裕教室等を学びの多様化学校又は夜間中学に模様替えを行う工事
- 不登校児童生徒の学習環境等の改善を図る改造工事
- 教室改修と併せて行う、屋内運動場の改造工事

■ 本手引きの改訂の趣旨

- ・ 本手引きは、自治体における夜間中学の設置に向けた検討に資するよう、また、既設の夜間中学の教育機会や内容の更なる充実を図るため、自治体向けに作成しているもの。
- ・ 前回改訂（平成30年7月）から4年が経過し、この間、令和2年国勢調査の結果が明らかになったことや、都道府県立夜間中学の設置など、夜間中学を巡る状況にも変化が生じ、設置に向けた工夫事例も蓄積されたことから、本手引きを改訂する。

■ 主な改訂内容

令和2年国勢調査の結果について掲載

未就学者約9万4千人、最終卒業学校小学校の者約80万4千人について、全都道府県別、指定都市別及び市町村別の人数を掲載

不登校となっている学齢生徒の受入に係る記載を充実

不登校施策の一環として夜間中学の活用を推進するため、不登校学齢生徒の受け入れ方法をより明確化するとともに、不登校特例校を併設している場合の教育課程の工夫事例を紹介

広報に関する記載を充実

夜間中学の認知度を高めるための工夫として、自治体庁舎内のほか、就労・国際・福祉・医療関係施設、交通機関など、チラシの設置やポスターの掲示場所を例示するとともに、文部科学省において新たに作成したポスター、フライヤー、パンフレットの関連リンク先を紹介

夜間中学設置までのスケジュール例を新たに掲載

自治体の設置に向けた検討に資するよう、開校までの準備や取組に係る具体的なスケジュールを紹介

目次

本手引きの趣旨 ※赤字が追加・充実部分

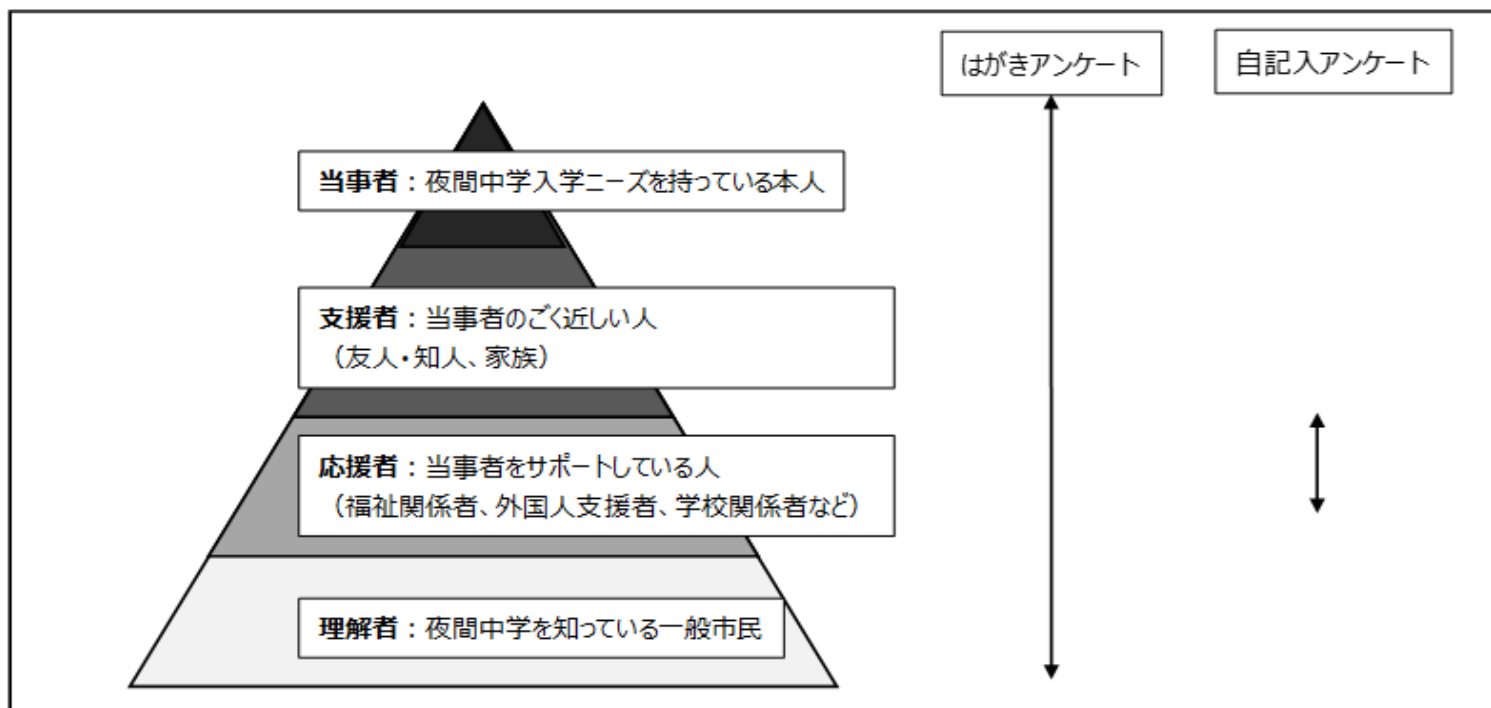
- I. 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等
 - 地方公共団体における就学の機会の提供等（第14条）
 - 協議会の設置（第15条）
- II. 夜間中学の現状
 - 設置の状況
 - 生徒の状況
 - 入学要件
 - 経済的支援・給食
- III. 夜間中学設置のニーズ
 - (潜在的) 入学希望者
 1. 義務教育未修了者（←令和2年国勢調査）
 2. 入学希望既卒者
 3. 不登校となっている学齢生徒
 4. 外国籍の者
 5. その他
 - ニーズの把握
 - 広報、相談体制の充実・整備等
- IV. 設置・運営上の工夫等
 - 設置者
 - 設置場所
 - 教職員の配置・研修等
 - 教育課程・指導上の工夫
 - 市町村間の経費負担の工夫
 - 設置までのスケジュール例
- V. 夜間中学の事例
 - 徳島県立しらさぎ中学校（徳島県）
 - 松戸市立第一中学校（千葉県）
 - 常総市立水海道中学校（茨城県）
 - 京都市立洛友中学校（京都府）

夜間中学のニーズの把握について

- 令和4年5月27日に、総務省統計局より令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人いるということが明らかになった。夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えられるところ、今後、各自治体においては多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが期待される。
- 潜在的入学希望者が複数の地域にいることが想定され、ある自治体が単独でニーズ把握することが困難な場合は、複数の自治体で共同して調査することが望ましい。この際も、教育機会確保法第15条に基づく協議会を活用して、関係者が実施に向けて検討することが考えられる。
- 文部科学省においては、これまで複数の地方公共団体等を対象に、夜間中学の設置に係るニーズ把握方法等についての調査研究を行ってきた。また、これらの成果を踏まえて民間の調査会社に効果的なニーズ把握の方法等について専門的な調査を委託したところ。当該調査結果は以下のURLにおいて公表。
※夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716_2.pdf
- これらの調査結果から、各自治体において夜間中学の設置等を検討するに当たって行うニーズの把握としては、次の方法が有効と考えられる。

アンケート・ヒアリングなどによる具体的なニーズの把握

- 具体的なニーズを保有または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者(当事者)のみならず、その家族や友人(支援者)、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者(応援者)などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要。
- 例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられる。



夜間中学の更なる設置促進に向けた取組

- 東北・北陸地方を中心とした未設置県との間で、**県議会議員・教育長等との意見交換を実施するとともに、県や市町村の担当者向けの説明会等における行政説明を通じて、さらなる設置促進・充実を依頼。**
- 全国都道府県・指定都市に対して、ニーズ調査の実施状況を調査。(令和6年4月時点)
 調査対象: 全都道府県(47)・指定都市(20)教育委員会(回答数:67)
 調査方法: フォームによる様式

教育機会確保法成立(平成28年12月)以降

令和2年国勢調査の結果を踏まえる形での実施	40% 都道府県 21/47 指定都市 6/20
令和2年国勢調査の結果(※)を踏まえない形での実施 ※調査結果は令和4年12月に公表	30% 都道府県 13/47 指定都市 7/20
一度も実施していない ※既設置または設置表明済み自治体	22% 都道府県 9/47 指定都市 6/20
一度も実施していない ※未設置自治体	8%

- 【ニーズ調査を実施済みの自治体の工夫点等】約7割
 (調査方法/調査媒体の工夫)
- 民間支援団体/外国籍、高齢者、不登校経験者等へのヒアリング調査
 - ひきこもり支援団体、国際交流団体等を訪問し、アンケートの配布を依頼
 - 複数言語でのアンケート用紙作成、県のHPでのアンケート配信・回答案内
- (説明会等の開催による潜在的対象者の掘り起こし・明確化)
- 夜間中学セミナー、シンポジウム開催
 - 県外の夜間中学教諭を招へいし、市町村教育委員会対象の説明会を実施
 - 夜間学級オープンスクール(体験学校、体験授業、模擬教室など)の実施
- (広報機能の充実によるニーズの掘り起こし)
- 公共施設(福祉施設など)や商業施設(コンビニエンスなど)での設置・配布
 - 県の公式LINEでアンケートを配信し、あわせて授業動画や政府インターネットテレビによる夜間学級の紹介動画の公表
 - 周知用リーフレット一部がアンケート回答用紙になるようにデザイン面を工夫

- 【ニーズ調査を未実施】※既設置自治体、開校または開校に向けた検討を表明した自治体
- ニーズ調査を実施しなくても、夜間中学を設置する必要があると考えている
 - 毎年一定数の入学者がいるため、ニーズには答えられていると考える
 - 市町村の要望に基づき、適切に情報提供を行う

- 【ニーズ調査を未実施】※未設置自治体(北海道、宮城県、島根県、広島県、さいたま市)
- 協議会において関係者と費用の負担等について意見交換を重ねている。
 - 県立高等学校通信制・定時制が学び直しのニーズに対応する役割を担うことが可能と判断。
 - 現在、県内の市町から夜間中学の設置を望む声や、入学を希望する当事者からの問合せなどはない状況。引き続き市町へのヒアリングを実施しながら、ニーズ調査の実施について検討。
 - 費用の応分負担等について県と市の間で協議を行った上で、県内において市をまたいで通学することが可能な形で夜間中学が開校。学校の運営体制が整った上で、様々な対応について検討。

夜間中学における教育課程特例

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等(以下「学齢経過者等」という。)の就学機会の確保に、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備(学校教育法施行規則を改正)。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標(学校教育法第21条に規定)を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒についても、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクール等民間施設と同様に、在籍校以外での学びの場の一つとして夜間中学で受け入れることが可能。

夜間中学への生徒の受入れについて

入学希望既卒者の受入れ

- 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）については、一定の要件の下、受入れを可能とすることが適当
(平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)」参照)

小学校未修了者の受入れ

- 小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、中学校夜間学級等に入学を希望する場合、入学を認めることが適当
(平成28年6月17日付「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて(通知)」)

高等学校卒業者の受入れ

夜間中学における高等学校卒業者の受け入れについては、通知にて周知。

- 高等学校卒業者についても、高等学校卒業という形式面だけで入学の可否を判断するのではなく、中学校生活の大部分を欠席していたことにより、義務教育段階の学習に対する理解が不十分なままであるなどの個別の事情等を踏まえて、柔軟に判断
(令和5年3月30日付「夜間中学広報動画の活用等について(依頼)(事務連絡)」)

学齡生徒への対応

- 現在不登校となっている学齡生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に、夜間中学で支援を行うことが可能。在籍校で指導要録上の出席扱いとできる場合がある。
- 不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること

(令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」参照)

高等学校における受入れ

法令上、一度高等学校や特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)を卒業した者の再入学を禁止する規定はなく、一度高等学校等を卒業したことをもって、高等学校入学資格が無くなるものではありません。

例えば、高等学校等に一度進学したものの、不登校等の様々な事情によって、実質的に十分な教育を受けられないまま高等学校等を卒業した者等であって、改めて高等学校で学び直す必要性を有し、そのことを希望する者については、一律に高等学校への再入学を妨げるのではなく、公平性や募集定員等の観点も踏まえつつ、柔軟に判断することが望ましいと考えられます。

(令和6年4月4日付「高等学校の入学資格に係る留意事項について(周知)(事務連絡)」)

夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進について

夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進

- 教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)においては、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」と明記されるとともに、「夜間中学の設置数の増加」が指標として設定されたこと
- 夜間中学に関する説明会を開催するなど、様々な機会をとらえて設置を促す取組を進めるほか、夜間中学の広報の強化に向けて、広報動画の作成や、関係省庁等、業界団体と連携した各所への広報ポスターの活用の依頼等を行っていること
- 未設置自治体におかれてはニーズ調査の実施など夜間中学設置の速やかな検討に着手していただくこと、また、設置自治体におかれては夜間中学での学びを希望される方が一人でも多く夜間中学に通うことができるように夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進を図っていただくこと

(令和5年9月14日付「夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進について(依頼)(事務連絡)」)

- 夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となるが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅において授業の配信を受けられるようにすることは可能であり、自宅においてICT環境が整っていない場合には、プライバシー保護やセキュリティ対策等に十分留意しつつ、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすることも可能であること
- 地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な遠隔教育の実施が可能となるよう、遠隔教育特例制度の見直しを行うとともに、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に関する留意事項等について周知しているところであり、夜間中学においても、この内容について御留意いただくこと

(令和6年3月29日付「今後の夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進について(依頼)」参照)

夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について

「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」結果の公表について(令和7年1月31日付け事務連絡)

(略)また、これに関連し、下記のとおり特に留意していただきたい事項をまとめましたので、併せてお知らせします。(略)

記

・教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置について(調査結果資料4ページ)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条においては、地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする旨が規定されているところであり、夜間中学の未設置自治体においてはニーズ調査の実施など、その設置の速やかな検討に着手していただきたいこと。また、設置自治体においては夜間中学での学びを希望される方が一人でも多く夜間中学に通うことができるように夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図っていただきたいこと。

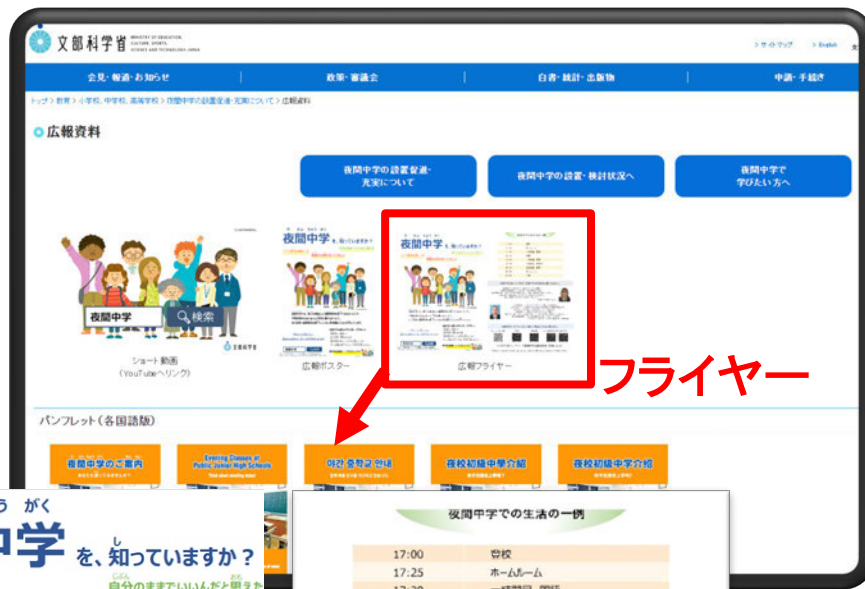
その際、今回の調査結果においては、日本国籍を有する入学希望既卒者の割合が増加しており、不登校等の様々な理由により十分に学校に通えないまま中学校を卒業した方にとって夜間中学が学び直しの場となっていることが見て取れたことなどを踏まえ、地域の実情に応じ、様々なニーズの把握に努めていただきたいこと。加えて、夜間中学の未設置自治体においては、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に対し、当該未設置自治体に居住する夜間中学での学びを希望される方の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することも考えられること。また、夜間中学の設置自治体においては、こうした要請があった場合には受入れに努めていただきたいこと。また、文部科学省「夜間中学の設置促進・充実事業」(別紙)においては、新設準備2年間及び開設後3年間、設置促進に向けた支援をしているので、御活用いただきたいこと。

・入学要件について(調査結果資料13ページ)

前記のとおり、夜間中学の未設置自治体及び設置自治体においては、連携して夜間中学での学びを希望される方の就学機会の確保に努めていただきたいこと。

また、今回調査を行った在住や在勤についての入学要件以外の入学要件を定めている例も見られるが、夜間中学が義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を提供するものであることを踏まえ、昼間の中学校に倣い、可能な限り夜間中学での学びを希望される方を受け入れられるよう努めていただきたいこと。

さらなる周知に向けて、広報素材を作成



ショート動画や
各国語対応のパン
フレットも掲載中

夜間中学設置応援資料には
・夜間中学とは
・設置事例の紹介
・国による支援策
などをまとめています

夜間中学設置促進の夜間中学設置応援資料、
ポスター、フライヤーをリニューアル。
文部科学省HPからダウンロードしていただけます！
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm



★夜間中学とは？

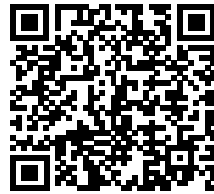
★夜間中学に通う人たち

★夜間中学生のココが楽しい！ 他

夜間中学で学ぶ人の声
「夜間中学で学んでよかった」
「勉強する場があって嬉しい」

夜間中学で教える人の声
「学びたいという気持ちに応えたい」

広報動画へのアクセスはこちらから→



● 担当係

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室
義務教育改革係 本岡、木下

● ご連絡先

E-mail : syokyo@mext.go.jp
TEL : 03-6734-2007

夜間中学について、お気軽にご相談ください！



★夜間中学に通うきっかけ

★夜間中学での生活

★未来の夜間中学生へ 他

広報の更なる強化に向けた取組

➤ 文部科学省 各種SNSでの周知(令和6年5月7日)

- X(旧Twitter) / Instagram / Facebook での情報発信

➤ 関係省庁が発行する刊行物への掲載

- 生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることでできる人材を育成するための研修等に活用するテキスト(外国人支援コーディネーター養成研修テキスト)において、夜間中学を1つの項目として記載(出入国在留管理庁)
- 少年鑑別所在所者や、少年院出院後の復学・進学を支援するための修学情報ハンドブックへ、様々な事情により十分な教育を受けられなかった人に対する義務教育を受ける機会の場の提供という形で、夜間中学の紹介を新規掲載(法務省)



@法務省

Training for Support Coordinator for Foreign Nationals will begin in FY2024

がいこくじん
外国人との
きょうせいしゃかい じつげん
共生社会の実現へ

れいわ ねんど ねんど
令和6年度(2024年度)から
がいこくじんしえん ようせいけんしゅう
外国人支援コーディネーター養成研修
がはじまります

夜間中学とは?

夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校です。

夜間中学とは、様々な事情により十分な教育を受けられなかった人に対し、義務教育の機会を提供することを目的とする中学校の夜間学級です。戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった人、外国籍の人など、多様な背景を持った人たちが学んでいます。

特長

- 公立の中学校は授業料無償です。
- 週5日間、授業があります。
- 教員免許を持っている中学校の先生が教えてくれます。
- 全ての課程を修了すれば、中学校卒業となります。

17:00	登校
17:25	ホームルーム
17:30	一時間自 国語
18:10	給食
18:40	二時間自 英語
19:25	三時間自 家庭科
20:10	四時間自 数学
20:50	ホームルーム
21:00	下校

詳しい内容は、文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00005.htm)

広報の更なる強化に向けた取組

▶ ポスター掲示場所の拡大

● 令和6年度新設校へのポスター配布

● 関係省庁と連携した各所への夜間中学の周知／ポスター・フライヤーの活用依頼 (法務省)

- 少年院、少年鑑別所(少年施設)や、刑務所(刑事施設)などの矯正施設(令和6年6月)

(外務省)

- 駐日公館に対し、言語別リーフレットの配布(令和4年10月)

(厚生労働省)

- 地域若者サポートステーション(令和4年7月)
- 福祉関係部局等(福祉事務所等)(令和4年11月)

(文部科学省)

- 公民館等社会教育施設(令和4年10月)
- 自治体の日本語教室など(令和6年7月)

● 関係団体等と連携した各所への夜間中学の周知／ポスター・フライヤーの活用依頼

- 一般社団法人全国スーパーマーケット協会(会員企業の店舗等)(令和5年7月)
- 認定 NPO 法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ(関わりのある団体)(令和6年6月)
- 一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会(会員団体等)(令和6年6月)
- 一般社団法人日本民営鉄道協会、一般社団法人日本地下鉄協会(会員社局等の駅構内等)(令和5年7月)
- 公益社団法人日本バス協会(会員事業者のバス等)(令和6年6月)



夜間中学広報ポスター



5. 夜間中学の設置促進に際しての様々な工夫

最近の設置促進説明会における事例発表

<令和5年度> 令和5年7月27日@オンライン

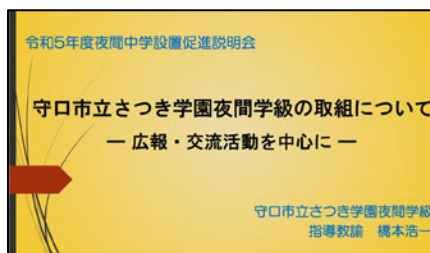
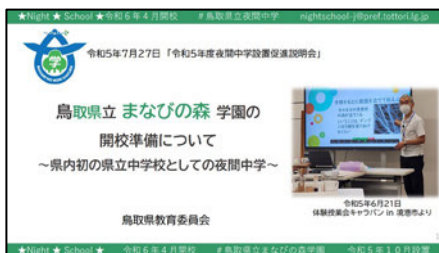
■調査研究報告：

- ・認定特定非営利活動法人カタリバ（夜間中学における不登校学齢生徒の登校可能性について～教育の機会を広げる新たな展望～）

■事例発表：

- ・仙台市教育委員会（仙台市立南小泉中学校夜間学級概要と開設までの取組）
- ・鳥取県教育委員会（鳥取県立まなびの森学園の開校準備について～県内初の県立中学校としての夜間中学～）
- ・守口市立さつき学園（守口市立さつき学園夜間学級の取組について～広報・交流活動を中心に～）

R5 夜間中学
設置促進説明会
(文科省HP)

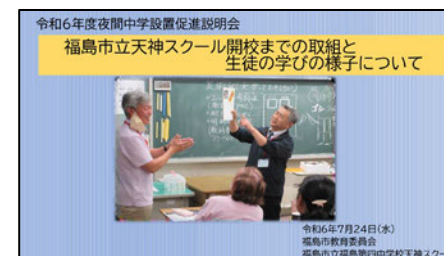
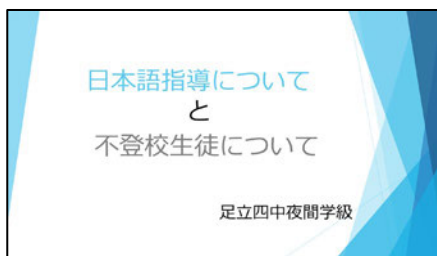


<令和6年度> 令和6年7月24日@オンライン

■事例発表：

- ・愛知県教育委員会（愛知県立夜間中学の概要と開校準備について）
- ・足立区立第四中学校夜間学級（日本語指導についてと不登校生徒について）
- ・福島市立福島第四中学校天神スクール、福島市教育委員会（福島市立天神スクール開校までの取組と生徒の学びの様子について）

R6 夜間中学
設置促進説明会
(文科省HP)



福岡市立福岡きぼう中学校（福岡県）

【単独校】

開校日 令和4年4月1日

生徒数 55名

年齢層	16～19歳：8人 20代：11人 30代：13人 40代：6人 50代：4人 60歳以上：13人			
居住地	福岡市	55人 (100%)		
国籍	日本国籍	8割程度	外国籍	2割程度



教育センター外観

開校までのスケジュール

(令和8年1月時点)

- 令和3年4月 ニーズ調査の実施
- 〃 9月 設置表明、補正予算計上（施設の改修、備品の購入等）
- 〃 12月 福岡市立中学校設置条例の改正、生徒募集開始
- 令和4年1月 入学希望者説明会の実施
- 〃 4月 開校

施設整備上の工夫

福岡市教育センター内に設置

- ・ 余裕教室がある小中学校等と比較検討し、市内各地からアクセスしやすく、既存施設を有効活用できることなどを勘案し、教育センターを選定。
- ・ 特別教室や保健室については、教育センター内の既存の諸室を活用。
- ・ 体育館については、必要に応じて、近隣の小学校の施設を活用。



教室

設置費・運営費

令和3年度建設費・新設準備費：38,511千円
（うち教育支援体制事業費補助金（夜間中学補助金）：4,000千円）
令和4年度運営費：11,136千円（うち教育支援体制事業費補助金（夜間中学補助金）：2,500千円）

静岡県立ふじのくに中学校（静岡県）

【単独校・磐田市に本校、三島市に分校を設置】

開校日 令和5年4月1日

（令和7年4月時点）

生徒数 62名

年齢層	10代から70代まで			
本校・分校人数比	磐田本校	30人 (48%)	三島教室	32人 (52%)
国籍	日本国籍	3割程度	日本国籍	3割程度
	外国籍	7割程度	外国籍	7割程度

開校までのスケジュール

- 令和2年度秋 ニーズ調査
- 令和3年11月 県立で夜間中学を設置することを公表
- 令和4年1月 校名の決定
- 令和4年6月 入学希望者説明会の実施
- 令和5年4月 開校

施設整備・学校運営上の工夫

- ・ 磐田市に本校、三島市に分校を設置し、県内であればおおよそ1時間程度で通学が可能。
- ・ 校長は磐田本校勤務、教頭は三島教室勤務が基本となっているが、必要に応じて連携をしながら学校運営を行っている。
- ・ 磐田本校と三島教室の交流活動を行い、学びの充実と心の広がりを推進。



磐田本校



三島教室

令和7年度運営費

21,500千円（うち教育支援体制事業費補助金（夜間中学補助金）：2,500千円）

市町村間の経費負担の工夫

○ 法第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に当該学齢経過者の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられます。

○ そもそも、公立中学校の運営費については、夜間中学であるかどうかにかかわらず、毎年度、設置する市町村に対して地方交付税によりその財源措置が講じられており、その算定に当たっては、当該市町村の設置する公立中学校の生徒数、学級数、学校数をそれぞれ測定単位としているところです。

○ したがって、地方交付税の算定対象とならない費用などについて、関係市町村間で十分な協議を重ねた上で経費を応分に負担することが考えられます。

○ なお、設置市区以外の市区町村から夜間中学に生徒が通う場合に、市区町村間で次のような経費負担を行っている例もあります。

奈良市においては、県内の他市町村(「A市」)在住者が、奈良市立の夜間中学への入学を希望した場合、奈良市とA市の間で覚書を結び、年度末に次のような経費負担をA市に対して求めています。

- ・ 夜間中学の運営並びに生徒の就学に必要な経費
(例)生徒の扶助費(通学費, 特別活動費, 修学旅行費)

設置費・運営費について

令和2年度運営費(常総市当初予算):1,141,000円

消耗品費, 備品費, 印刷費, 通信費, 検診委託費, 生徒保険 等々

令和2年度教育支援体制事業費補助金:366,000円
(夜間中学の設置促進・充実事業)

応分負担による他市負担額:約400,000円
(10月時点概算額)

常総市の実質負担額:約 375,000円/年

運営費の応分負担について

水海道中学校夜間学級の運営費は、在籍する生徒の居住する市町村に、生徒数に応じて負担していただいています。

《各市の負担額の算定式》

$$\sum_{\text{当該市の在籍生徒}} \left[\frac{\text{運営費 (=当該年度決算額)}}{\text{当該年度に在籍した全ての生徒の延べ在籍月数}} \times \text{当該生徒の在籍月数} + \text{施設使用料 (10,000円)} \right]$$

※小数点以下の端数は切捨



參考資料

教育機会確保法施行後の主な動き(1)

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4 ④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)】
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒ 改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8 ⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】
教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

H29.11 ⑥【平成29年度夜間中学等に関する実態調査の実施】
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

教育機会確保法施行後の主な動き(2)

- H30.3 ⑦【平成30年度政府予算】
夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育機会の確保及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立
- H30.3 ⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】
これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイトにて公表
- H30.4 ⑨【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】
フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
- H30.6 ⑩【第3期教育振興基本計画の策定】
教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)
- H30.7 ⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】
平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知
- H30.7,8 ⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】
夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催
- H30.11 ⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】
教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置

教育機会確保法施行後の主な動き(3)

- H30.12 ⑭【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」関係閣僚会議決定】
新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる
- H31.2 ⑮【夜間中学設置推進説明会を開催】
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)
- H31.3 ⑯【平成31年度政府予算】
夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立
- H31.4 ⑰【松戸・川口の夜間中学開設】
浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席
- R元.6 ⑱【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」関係閣僚会議決定】
全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる
- R元.6 ⑲【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】
初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる
- R元.6 ⑳【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】
夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめ

教育機会確保法施行後の主な動き(4)

R元.8

⑳【夜間中学における日本語指導研修会を開催】

昨年度に引き続き、日程や内容を改善して、夜間中学における日本語指導を充実するための研修会を開催

R元.11

㉑【「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定】

全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

R2.1

㉒【夜間中学設置推進説明会を開催】

教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)

R2.1

㉓【令和元年度夜間中学等に関する実態調査の実施】

教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

R2.3

㉔【令和2年度政府予算】

夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立

R2.4

㉕【常総の夜間中学開設】

常総市立水海道中学校の開校

教育機会確保法施行後の主な動き(5)

- R2.6 ②7【「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定】
夜間中学は、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であり、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図ることを明記
- R2.7 ②8【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2020」閣議決定】
多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進すると明記
- R3.1 ②9【第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日)】
引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい
- R3.3 ③0【令和3年度政府予算】
夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立
- R3.4 ③1【徳島・高知の夜間中学開設】
徳島県立しらさぎ中学校、高知県立高知国際中学校夜間学級の開校
- R3.6 ③2【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2021」閣議決定】
多様な児童生徒等の教育機会を保障するため、夜間中学の設置(中略)を推進すると明記
- R4.3 ③3【令和4年度政府予算】
夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立

教育機会確保法施行後の主な動き(6)

R4.4

③4【札幌市・相模原市・三豊市・福岡市の夜間中学開設】

札幌市立星友館中学校、相模原市立大野南中学校分校夜間学級、三豊市立高瀬中学校夜間学級、福岡市立福岡きぼう中学校の開校

R4.5

③5【令和4年度夜間中学等に関する実態調査の実施】

教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

R4.6

③6【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2022」閣議決定】

夜間中学の設置(中略)を推進すると明記

R4.6

③7【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」関係閣僚会議決定】

全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図ると明記

R4.6

③8【夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進に関する事務連絡の発出】

令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果を踏まえ、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を発出

R4.6

③9【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】

ウェブサイトを改修するとともに、ポスター、フライヤー、夜間中学設置応援資料、ショート動画をウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

教育機会確保法施行後の主な動き(7)

- R4.7 ④0【夜間中学設置促進説明会を開催】
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画、令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催
- R5.1 ④1【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第3次改訂版)】
平成30年7月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第3次改訂版を作成
→令和4年度夜間中学等に関する実態調査の結果公表と併せて、各教育委員会に周知し、夜間中学未設置自治体に対しては設置に向けた検討を依頼するとともに、夜間中学設置済の自治体に対しては入学者の確保等の積極的な広報活動を依頼。
- R5.3 ④2【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】
夜間中学広報動画を作成、ウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
- R5.4 ④3【仙台市・千葉市・静岡県・姫路市の夜間中学開設】
仙台市立南小泉中学校、千葉市立真砂中学校かがやき分校、静岡県立ふじのくに中学校、姫路市立あかつき中学校の開校
- R5.6 ④4【教育振興基本計画の策定】
教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定
- R5.6 ④5【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2023」閣議決定】
夜間中学の全国的な設置促進・機能強化(中略)を図ると明記

教育機会確保法施行後の主な動き(8)

R5.7

④6【夜間中学設置促進説明会を開催】

教育機会確保法や教育振興基本計画、令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会及び首長部局(福祉部局等)の担当者を対象とする説明会を開催

R5.8-

④7【自治体との意見交換会等の実施】

東北・北陸地方を中心とした未設置県との間で、県議会議員・教育長等との意見交換を実施するとともに、県や市町村担当者向けの説明会等における行政説明を通じて、さらなる設置促進・充実を依頼。

R5.9

④8【夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進に関する事務連絡の発出】

教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)も踏まえ、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実にに向けた取組を促すため事務連絡を発出

R6.3

④9【設置自治体も含めた全都道府県・指定都市に対するニーズ調査の実施状況の調査】

全都道府県・指定都市に対し、令和2年の国勢調査を踏まえたニーズ調査の実施状況の調査を行い、学習ニーズの掘り起こしに係る自治体ごとの対応状況を把握

R6.3

⑤0【今後の夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進に関する事務連絡の発出】

夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となるが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅において授業の配信を受けられるようにすることは可能であり、自宅においてICT環境が整っていない場合には、プライバシー保護やセキュリティ対策等に十分留意しつつ、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすることも可能であることを周知

教育機会確保法施行後の主な動き(9)

R6.3

51【令和6年度政府予算】

夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立
令和6年度から9年度までの間、

- ・都道府県に対して、夜間中学新設準備期間2年間の普通交付税を措置
- ・地方公共団体が廃校や余裕教室等の既存施設を活用して夜間中学を整備する場合における新しい支援メニューを創設

R6.4

52【福島市・群馬県・大阪市・泉佐野市・鳥取県・北九州市・大牟田市・佐賀県・熊本県・宮崎市・沖縄県(学校法人)の夜間中学開設】

福島市立福島第四中学校天神スクール、群馬県立みらい共創中学校、大阪市立心和中学校夜間学級、泉佐野市立佐野中学校夜間学級、鳥取県立まなびの森学園、北九州市立ひまわり中学校、大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校、佐賀県立彩志学舎中学校、熊本県立ゆうあい中学校、宮崎市立ひなた中学校、学校法人珊瑚舎スコール東表中学校の開校

R6.4

53【修学情報ハンドブックへの掲載】

少年鑑別所在所者や、少年院出院後の復学・進学を支援するための「修学情報ハンドブック」へ、様々な事情により十分な教育を受けられなかった人に対する義務教育を受ける機会の場の提供という形で、夜間中学の紹介を新規掲載

R6.4

54【外国人支援コーディネーター養成研修テキストの改訂】

生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材を育成するための研修等に活用するテキスト(外国人支援コーディネーター養成研修テキスト)において、夜間中学を1つの項目として記載

R6.5

55【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】

文部科学省各種SNSを通じて、作成した広報動画も活用し、夜間中学に関する情報を発信・周知

教育機会確保法施行後の主な動き(10)

- R6.5 56【令和6年度夜間中学等に関する実態調査の実施】
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施
- R6.6 57【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)」関係閣僚会議決定】
全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図ることを明記
- R6.6 58【孤独・孤立対策重点計画(孤独・孤立対策推進本部決定)】
施策編において、全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1校設置されるよう、引き続き、自治体への支援を行うことを明記
- R6.6 59【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2024」閣議決定】
夜間中学の全国的な設置促進・機能強化(中略)を図ると明記
- R6.7 60【夜間中学設置促進説明会を開催】
教育機会確保法や教育振興基本計画、令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各都道府県、各市区町村の教育委員会を中心とした関係部局を対象とする説明会を開催
- R7.1 61【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】
1月刊行の文部科学省の広報紙「ミラメク-未来の羅針盤 文部科学省-」や、1月公開の政府広報オンラインでの広報動画や「お役立ち記事」で夜間中学について取り上げ、広報を充実。3月公開の政府広報提供のラジオ番組「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなび」でも夜間中学について特集

教育機会確保法施行後の主な動き(11)

- R7.3 62【令和7年度政府予算】
夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実、夜間中学における日本語指導ガイドライン作成のための調査研究についての必要な予算が成立
- R7.3 63【映画「35年目のラブレター」とタイアップ】
読み書きができない主人公が60歳を超えて夜間中学に通い始め、妻へのラブレターを書くべく奮闘する、実話をもとにした映画「35年目のラブレター」とのタイアップポスターを作成し、夜間中学の周知を実施
- R7.4 64【石川県・愛知県・名古屋市・三重県・湖南省・和歌山市・岡山市・佐世保市・鹿児島県の夜間中学開設】
石川県立あすなろ中学校、愛知県立とよはし中学校、名古屋市立なごやか中学校、三重県立三重四葉ヶ咲中学校、湖南省立甲西中学校、和歌山市立和歌山あけぼの中学校、岡山市立岡山後楽館中学校、佐世保市立祇園中学校、鹿児島県立いろは中学校の開校
- R7.6 65【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)」関係閣僚会議決定】
全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図ることを明記
- R7.6 66【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2025」閣議決定】
夜間中学の全国的な設置促進・機能強化(中略)を推進すると明記